

第2回新生ふくしま復興推進本部会議

○日 時：平成25年3月25日（月）10：00～10：15

○場 所：第一特別委員会室

○内 容

（内堀副知事）

ただいまから、第2回新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。

本日の議題ですが、「産業復興再生計画（案）及び重点推進計画（案）」について、商工労働部長から説明をお願いします。

（1）福島復興再生特別措置法に基づく産業復興再生計画（案）及び重点推進計画（案）の決定について

商工労働部長：

初めに資料の1をご覧ください。

福島復興再生特別措置法と各計画の関係でございます。両計画の位置付けでございますが、2つの計画は、原子力災害からの復興・再生のため、福島復興再生特別措置法及び基本方針に基づき県が作成するものであります。県全域が対象となります。産業復興再生計画は、農林水産業、商工業、観光産業を含む産業全般の計画で県が実施する取組と特措法で規定された規制の特例の活用について記載をしており、重点推進計画は再生可能エネルギーや医薬品、医療機器関連産業など新たな産業の創出等の取組と工場用地の無償譲渡について記載をしております。なお、右端にございます避難解除等区域復興再生計画は国が策定するもので、既に3月19日に内閣総理大臣の決定を受けております。

次に資料の2-1をご覧ください。

産業復興再生計画の概要でございます。1番の目標でございますが、各産業の着実な復興と自立、そして強みを生かし相互に連携しながら新たな時代をリードする産業と雇用を創出することを共通目標とし、県総合計画、復興計画、農林水産業振興計画、商工業振興基本計画の基本理念や目標、めざす姿、取組の方向性等を取り込んで作成してございます。2番の取組の内容でございますが、避難解除等区域、将来的な住民の帰還をめざす区域、県内全域の3区域に分け、さらに農林水産業、中小企業、観光振興の3つの産業別に記載をしております。3番目、産業復興再生事業（規制の特例）でございますが、福島特措法で規定された規制の特例を活用しまして、福島特例通訳案内士育成等事業、地域団体商標制度を活用し、福島ブランドを確立するための商品等需要開拓事業、オリジナル品種を開発し、新たなブランドを構築するための新品種育成事業、小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる効率化を図るための福島特定埠頭運営事業、これらを行ってまいります。4番目は、復興特区制度の活用でございますが、復興特区法による課税の特例措置につきましては、本計画とは別途認定申請を行う予定でございます。本計画に記載の取組と合わせて一体的、総合的に取り組んでいくことといたします。昨年の7月20日に認定されました投資促進特区の区域拡充とともに農山漁村再生特区、観光促進特区の新規認定に向け、現在復興庁と調整をしているところでございます。

続きまして資料の3-1をご覧ください。

重点推進計画の概要でございます。1番の趣旨でございますが、復興計画の柱であります再生可能エネルギー、医療関連分野を中心に研究開発拠点の整備を通じて新産業創出や産業の国際競争力の強化等の取組を重点的に進めるもので、平成25年度から27年度までの3年間で予定しております。2番目の再生可能エネルギーに関する重点的な取組でございますが、具体的な取組内容は3から5のとおりでございます。再生可能エネルギーにつきましては、現状に記載のとおり本県でも再生可能エネルギーによる発電事業が動き出しておりますが、真ん中の課題に記載のとおり、今後は新規参入に向けた人材育成やネットワーク構築、本県企業への技術開発支援が必要となっております。このため、主な取組に記載のとおり研究会の運営、福島再エネ研究開発拠点による新技術開発支援、浮体式洋上風力発電実証研究等に取り組む、関連企業の一大集積地の実現を目指します。次は4の医薬品及び医療機器に関する重点的な取組でございますが、現状に記載のとおり医療機器生産額が全国5位の実績が本県の強みでございます。しかしながら、課題に記載のとおり薬事法のような規制への対応が求められているところでございます。このため主な取組に記載のとおり医療機器開発・安全性評価センターの整備による医療機器開発支援を行っている考えでございます。5番目のその他の先導的な施策でございますが、環境創造センター、浜地域農業再生研究センター、会津大学復興支援センター等により除染や営農再開への対応、情報通信技術を活用した産業の創出にも取り組んでまいります。最後に、迅速かつ確実な実施を確保するための措置でございますが、計画の認定後に独立行政法人中小企業基盤整備機構のいわき四倉と相馬の中核工業団地を県及び相馬市に無償譲渡されることになっております。さらに特区制度や企業立地補助金の制度を活用し、上記の取組を効果的に進めたいと考えてございます。今後のスケジュールですが、本日の本部会議で決定させていただきましたら、重点推進計画につきましては、明日国へ認定申請したいと考えております。なお、産業復興再生計画につきましては、一部文言整理で国との調整中の部分がございますので、調整後速やかに認定申請したいと考えております。以上で終わります。

(内堀副知事)

農林水産部いかがでしょうか。

(農林水産部)

産業復興再生計画の中に農林水産業も加えられていまして、森林や農業用排水路も含めた除染の実施というのが、これからの農業を推進していくために必要でございます。あるいは、避難者が営農を再開するための様々な施策、付加価値を高めていくための6次化の推進、避難地域の方々が営農を再開するための浜地域の農業再生研究センターの整備など、懸案事項がございますので、これらをこの計画に盛り込んでいただきたいと思います。

(内堀副知事)

観光交流局お願いします。

(観光交流局長)

再生計画の中に観光振興を入れ込んでいただきまして、様々な施策を入れておりますが、観光は、観光産業あるいはそれに携わる雇用の問題だけではなく、観光で福島を訪れる方々に、福島の復興の状況を正確に理解してもらうために、しっかりやらなければならないと思っております。国の御支援をいただきながら、関係者と一緒になって福島の観光振興に全力で取り組んでいきたいと思っております。

(知事)

特に観光と農業は一体だから、連携して双方の風評払拭に努めていただきたい。

(内堀副知事)

それでは、原案のとおり決定することといたします。

続きまして、福島復興局の丸山局長から御挨拶をお願いします。

(丸山局長)

この度、3月15日付けで復興庁福島復興局長に着任いたしました丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。県や市町村の皆さんの御意見、話をしっかりと聞いて、復興に努めてまいります。国といたしましても、再生本部を立ち上げ、国の連携をさらに強め、業務にあたっていく所存でございます。県知事さんをはじめ県の幹部の皆さん方、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(内堀副知事)

それでは、知事からお願いします。

(知事)

何点かお話いたします。

今それぞれ報告のあった産業復興再生計画の概要、重点推進計画の概要、本当に福島の将来に極めて大事な両計画であります。話がありましたように重点推進計画は明日、産業復興再生計画については調整次第、しっかりと国へ投げて早期の承認をいただきたいと思っております。2つ目、福島県がよくなるということは、市町村がよくなるということで、産業の復興・再生加速のために、19日に「避難解除等区域復興再生計画」が決定されておりますが、これと県の復興計画、市町村のそれぞれの計画と一体となってやるということが、まさに福島の復興につながることでありますから、しっかりと連携して、それぞれの部局が一元化していくわけですから、しっかりと加速を進めていただきたい。それから、もうひとつ耳の痛い話になりますが、東京電力の停電の問題がありました。これは県民に不安を与えました。担当はもちろんだけれども、これに対してそれぞれの部局が今の状況をしっかりと捉えて、気がつけばそれぞれの部に提案するとか直接私の所に言ってきていただくとか、非常事態が続いているわけですから、意識を持って、緊張感を持って事を進めていただきたいと思っております。今年度最後の本部会議になりますが、来年度は、実行、加速の年ということで、改めて気を引き締めて福島の復興に臨んでいただきたい。以上。

(内堀副知事)

以上で、本部会議を終了します。